

第3回 有田町上下水道事業審議会

事務局: 定刻となりましたので、第3回目の上下水道事業審議会を開始いたします。よろしくお願いいたします。藤会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

藤会長: 皆様お疲れ様です。まずは熊本地震で被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。被災地では水不足が一番問題となっているようです。普段当然のように水道を使用していますが、改めてありがたいことだと感じました。さて、前回は下水道使用料の改定率と、改定を行った場合の基準外繰入金の将来見込みについて事務局より説明をいただき、20%の増額改定を行うこと、改定後の料金体系については、基本料金、従量料金を共に増額することを決定しました。本日は、最初に水道使用料の値上げについて審議を行い、その後に水道使用料、下水道使用料の値上げの時期について審議を行います。まずは水道使用料の値上げについて、事務局より説明をお願いします。

事務局: 水道使用料について審議を行うにあたり、今回から水道事業担当の職員が2名審議会に参加しています。よろしくお願いいたします。下水処理の3事業と違い、水道事業は一般会計からの繰入金を受けておらず、独立採算制を維持できている事業となります。それでは、資料の2ページをご覧ください。令和4年度に有田町上下水道事業審議会を開催しており、その際にいただいた答申の内容を掲載しています。この答申を受け、水道使用料については、令和6年4月分より15%の増額改定を行っています。また、「改定後の水道料金については、おおむね5年毎を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて検討・見直しをされたい。」との附帯意見をいただいていますので、今回審議をお願いしております。審議の結果、水道使用料についても増額改定せざるを得ないという結論となれば、改定の時期について審議いただきたいと思います。水道使用料の増額改定を行う必要性について、資料の3ページ以降で説明しています。3ページをご覧ください。令和7年度は決算額、令和8年度は予算額、令和9年度以降については決算額の見込で表を作成しています。令和8年度の収益的収支がマイナスになっていますが、歳出予算を多めに組んでおかないと事業の実施に支障がありますので、赤字予算を組んでいるためです。令和7年度も赤字予算でしたが、歳出を抑え黒字決算となっています。将来の見込としては、令和11年度までは黒字を維持できますが、令和12年度には赤字が発生する見込となっています。このような見込となる理由としましては、収益的支出の決算額の、修繕費が嵩んでいることもあり、年々少しずつ増加している一方、収益的収入に関しては、人口減少に伴い減少していくと見込んでいるためです。資本的支出は、令和9年度、令和10年度が大きな金額になっています。これは水道管の布設替えによるもので、以

前は年間に 120～130 件の漏水が発生していましたが、今は 100 件を切っています。どれほど効果があるか、正確な効果は測りづらいですが、これにより修繕費を少しは抑えることができると思っています。また、真夏等の電力需要量が高まった際に、電力会社からの要請に応じて使用電力を抑え、その対価として報酬が支払われるデマンドリスポンスへの対応が可能かの検証を行っており、順調に進めば収益は少し上がると考えています。そういった経営努力を行っていますが、それでも令和 12 年度には赤字になるという見込です。よって、令和 10 年度、もしくは令和 11 年度には料金改定を行いたいと考えています。4 ページをご覧ください。青い棒グラフが給水人口の見込、オレンジの折れ線グラフが有収水量の見込です。令和 2 年度の給水人口は 19,250 人でしたが、令和 12 年度の見込は 17,200 人と約 2,000 人の減少を見込んでおり、それに伴い有収水量および料金収入が減少します。5 ページをご覧ください。収益的支出のうち、維持管理費の推移についてのグラフとなります。エネルギー価格・物価・人件費の高騰などの要因により、令和 3 年度以降、少しずつ支出額が大きくなっていることがわかるかと思います。6 ページをご覧ください。減少している料金回収率の主な要因についてです。先ほど申しましたとおり、有収水量は減少しており今後も減少する見込ですが、給水を行うエリアが狭くなるわけではないので、維持管理に必要な施設の数はありません。料金回収率は 100%を超えるべき指標ですが、令和 8 年度の料金回収率の見込は 95.1%となっており、原価割れを起こしている状態となります。7 ページをご覧ください。使用水量別の年間件数および使用水量構成についてのグラフとなります。下水道使用料改定の審議の中でもありましたが、人口減少に対応した経営改善の面では基本料金を大幅に増額することが効果的です。しかし、グラフのとおり使用水量 0 m³の件数が最も多く、水を全く使われていない方への影響が大きくなるため、それは難しいと考えています。8 ページをご覧ください。先ほどの理由により、基本料金、従量料金ともに増額する改定案を提示しています。改定率については、令和 4 年度の上下水道事業審議会において「10%を目安とした増額改定を行う」との答申をいただいております、それを超える改定率とすることは難しいだろうと考えています。よって、10%増額改定した場合により作成しており、約 3,300 万円の料金収入額の増を見込んでいます。10 ページをご覧ください。令和 10 年度より料金改定を行った場合の収支見込となります。3 ページの表の純損益の欄を今一度ご確認いただきますと、令和 15 年度で 3,100 万円ほどの損失を見込んでいますので、3,300 万円の料金収入増があれば、少なくとも令和 15 年度までは黒字化できるという見込となっています。9 ページをご覧ください。ひと月で 20 m³の水を使用されるモデル世帯の場合、ひと月の使用料は 431 円増額となります。下水道使用料がひと月 704 円の増額でしたので、上下水ともに使用されている世帯では、月に 1,200 円弱の負担増となります。11 ページをご覧ください。有田町の水道使用料と、県内他市町の水道使用料を比較した

グラフとなります。オレンジの棒グラフが、現在の有田町の水道使用料、赤の棒グラフが、10%の増額改定を行った場合の有田町の水道使用料です。ほとんどの市町がほぼ同じような水準であることがわかつています。まずは、10%の増額改定が妥当なのかという点を審議いただきたいと思っています。説明は以上です。

藤会長:ありがとうございました。委員の皆様にご意見をいただく前に、加藤アドバイザーのご意見をいただければと思います。

加藤アドバイザー:下水の3事業と比較すると水道事業は逼迫していない状況ですが、決して経営状況は良くありません。令和7年度の決算書(案)の損益計算書を先ほど確認させていただきましたが、当年度純利益が僅か960万円ほどです。今後更に物価、人件費等の上昇が見込まれる中で、私は事務局よりも更に厳しい見方をしており、料金改定を行わない場合、令和12年度から赤字が発生する見込という事務局の説明でしたが、そこまでもたないのではないかと考えています。有田町で最大の浄水場である白川浄水場では、セラミックフィルターに水を通し、目に見えない不純物や微粒子、細菌などを除去する、膜処理により水処理が行われていると伺いました。フィルターに水を押し出す必要があるため多くの電力を消費し、フィルター自体の破損も起きます。令和7年度の決算書(案)によると、約9億1千万円の内部留保がありますが、修繕するとなるとそれでも不足します。施設や機器の破損は、何時起こるかわかりません。大規模な修繕が発生すると、10%、あるいは15%の増額改定を行ったとしても費用が不足します。来年の4月は下水道使用料の値上を行うということで、最短でも令和10年度からの水道料金の値上げとなるかと思いますが、それと同時に、歳出を減らす取り組みについて検討していただく必要があると思います。

事務局:数年前に有田ダムの黒色化が発生した際、原水の水質が非常に悪化し、水の供給が危ぶまれる事態が発生しました。何とか復旧することができましたが、例えば2年続けてそのような事態に陥った場合に、従来通り膜処理で処理を行うことが可能かどうか問題となりました。再び黒色化した際、いかに低費用で除去することができるかというところで現在デモを行っていますが、大きな投資をせずにそれが可能かと問われると不透明です。膜処理のフィルターも更新が必要な時期が来ますが、万が一、水道事業会計の予算で対応することが困難となった場合、一般会計にも一部負担をお願いしなければならないかもしれないという話を、前町長時代にさせてもらったことがあります。

委員1:何が原因で黒色化が起きるのですか。

事務局:気温の乱高下に伴い、堆積物への酸素の供給量が不足することにより、堆積物に含

まれるマンガンなどが酸化し水面に浮上することによるものです。

委員 3: 防ぎようがないということですか。

事務局: ダムの管理は佐賀県の管轄となります。佐賀県がダムに浄化装置を設置され、効果が上がっているとの報告を受けていますので、抑えられるのではないかと考えています。その他歳出面についてですが、水道管の布設替えに係る費用に対し、これまで 1/3 の国庫補助を受けていました。しかし、昨年度から 1/4 の国庫補助となり、町単独費による支出が 8% 増となっています。

加藤アドバイザー: 今年は熊本に重点配分されることが予想されますので、更に補助が下りづらくなるかもしれません。

委員 1: 資料 11 ページの県内他市町との水道料金比較について、太良町や鹿島市が大幅に安いのはなぜでしょうか。特殊な方法をとられているのでしょうか。

事務局: 佐賀県内の水道事業運営は、事業団を構成し運営されている市町と、市町が単独で運営されている市町に分かれており、単独で運営しているのが、有田町、鹿島市、太良町、伊万里市、唐津市、玄海町です。有田町、伊万里市、唐津市、玄海町で広域化しようという動きもありますが、なかなか進展しません。太良町、鹿島市は水源が近隣に豊富に有り、設備投資や維持費が比較的安価であるためと考えられます。加えて、市町から水道の供給を受けない、自前でろ過装置を持たれている家庭も多いということを聞いており、それも要因の一つだと思います。

藤会長: まとめますと、水道事業は何とか独立採算制を維持していますが、今後の見通しは非常に厳しい状況にあるということです。改定率は 10% としてよいでしょうか。

(異議なし)

藤会長: それでは、水道使用料の増額改定率は 10% とします。水道使用料、下水道使用料の改定の時期についてですが、下水道使用料については、令和 9 年 4 月より改定したいという事務局の説明がありました。それを踏まえた今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局: 資料の 1 ページをご覧ください。水道事業に比べて、下水 3 事業の経営が逼迫していることから、下水道使用料は令和 9 年 4 月徴収分からの改定を行いたいと考えています。水道使用料につきましては、少しでも町民さんの負担とならないよう、下水道使用料と同時の改定は避け、令和 10 年度より改定したいと考えています。今後のスケジュールについてです

が、料金改定を行うためには、条例の改正・議会の承認が必要です。下水道使用料の改定案を、12月議会に上程し、議決の承認をいただいた後に周知を行うことになります。令和9年4月徴収分から改定を行うとすると、周知期間が3箇月と短くはなりますが、しっかり周知を行いたいと思っています。周知の方法としましては、毎月水道検針を行った後に投函する検針票での周知、下水道を使用されている方へお手紙を送付するなどの方法を検討しています。

藤会長:どうしても周知期間が短くなりますので、町のホームページ、広報誌等も活用するなど、周知徹底していただければと思います。一度に負担が増えないよう、令和9年4月に下水道使用料を改定し、その1年後である令和10年度より水道使用料を改定したいという事務局の説明でしたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

藤会長:ありがとうございます。ここまでの審議会の内容を基に答申を行うこととなりますが、答申書の案について事務局より説明等ありますか。

事務局:次回の審議会で答申書の内容について審議を行っていただければと思います。なお、前回までの審議の内容を基に草案を作成しています。下水道使用料に関する答申の内容としましては、第2回目の審議会で決定した、「基本料金、従量料金を共に増額し、20%の増額改定を行うこと」、先ほど決定した、「令和9年4月より改定を行うこと」を記載します。また、「①町民への周知を徹底すること」、「②料金改定後も可能な限り経費の削減に努め、事業を運営すること」、「③事業の根本的な改革を視野に入れ、今後も考察を続けること」の3点を附帯意見として含める案となっています。水道使用料につきましては、今日の審議会で決定していただきました、「令和10年4月より10%の増額改定を行うこと」を記載します。下水道使用料に関する附帯意見の③につきましては、審議会の中で、浄化槽事業と農業集落排水事業について、これまでどおり事業を継続するのは如何かという意見をいただき、町としても何らかのアクションを起こすべき時期に来ていると考えています。今後、上下水道課としての方針を検討・決定し、町長はじめ、副町長、議会等に対し説明を行っていきます。

藤会長:今のところ、水道使用料に関する附帯意見が無いようですが、何かありますでしょうか。

委員2:審議の中で、膜処理に掛かる費用が経営を圧迫するとのことでしたので、他の処理方法を検討するという内容を附帯意見として挙げるのはいかかでしょうか。

事務局:なぜ膜処理を行っているかという、処理場の敷地に十分なスペースが無く、他の処理方法を採用しづらいという事情があります。

委員 1: 処理場の場所を変えるのは難しいですね。

加藤アドバイザー: 今ならまだ資金もありますし、技術を持った方もいらっしゃるので、やるなら今だと思います。10 年後となると資金も底をつき、技術を持った方もいなくなってしまう。検証は必要ですが、処理場の場所を変えてでも、緩速ろ過方式に変更した方が経済的なメリットがあるのではないかと思います。

事務局: 人口減少が進行する中で、施設の維持費は必ず必要ですが、今の給水エリアを維持することが可能かという議論も将来出てくるかもしれません。

委員 2: 縮小するということですか。

事務局: そうです。町としてそういった検討をしているというわけではなく、あくまで個人的な考えですが、人口減少が進む中で、農地の維持が困難になり、農業用水が余る事態が想定されます。農業用水は高地から流れており、不純物が少なく綺麗な状態なので、活用しないのはもったいないですよ。補助金を出して、簡易的な処理装置を設置してもらい、以降の維持管理については、水を使用されている方で行っていただくという考えもあるのかなと思っています。繰り返しになりますが、あくまで個人的な考えです。

加藤アドバイザー: 簡易水道のエリアを廃止されている所は多いです。そういったところは水の宅配便に切り替えられています。高地まで水を水道管で届けようとすると、給水人口 1 人あたり 150 万円ほどの事業費が掛かります。100 人に届けようとすると 1 億 5 千万円です。ペットボトル、ウォーターサーバー等で毎週水を宅配する方が、遥かにコストが掛かりません。

委員 1: お風呂などはどうされているのですか。

加藤アドバイザー: 井戸水などの雑用水を使用されています。

藤会長: 時間も迫っていますのでまとめますと、将来を見据えた施設の維持についての内容を附帯意見として挙げることにしたいと思います。これで本日の審議会は終了します。お疲れ様でした。

事務局: ありがとうございました。次回の審議会では、答申(案)の内容確認、および下水 3 事業の経営戦略改定(案)について審議をお願いいたします。